

高砂市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)
	(6年1月1日)	A		B	B/A	4年度の人件費率
5年度	人 87,360	千円 43,558,377	千円 1,014,851	千円 6,487,919	% 14.9	% 15.3

(注) 人件費には、特別職(市長、副市長、市議会議員等)に支給される給料、報酬などを含む。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考) 類似団体平均 給与費 B/A	一人当たり 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度 普通会計	人 663	千円 2,443,576	千円 571,286	千円 1,018,535	千円 4,033,397	6,084	5,922

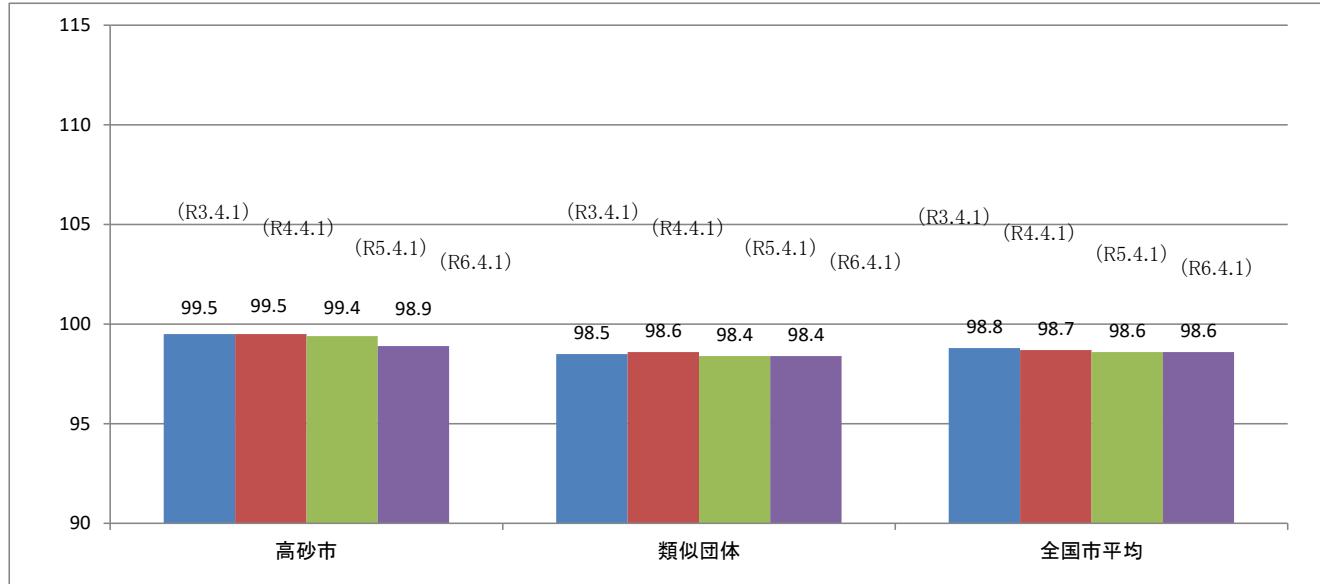
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない

2 職員数については令和5年4月1日現在の職員数である。

また、職員数には任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含んでいない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指數の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指數とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指數。

2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指數を指す。地域手当補正後ラスパイレス指數とは、

地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指數。

(補正前のラスパイレス指數 × (1+当該団体の地域手当支給割合)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合))により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指數を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指數(地域手当補正後ラスパイレス指數を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指數が、①4年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②4年連続で上昇している場合、

③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

(支給割合) 平成27年4月1日現在、国基準9%に対し、高砂市においては当面の間3%に制限して支給。

平成27年7月1日現在、国基準9%に対し、高砂市においては平成28年3月31日までの間4%に制限して支給。

平成28年4月1日から令和6年4月1日現在まで、国基準10%に対し、高砂市においては当面の間5%に制限して支給。

	平成27年度支給割合		平成28年度から 令和6年度の 支給割合
	4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	7%	9%	10%
高砂市の支給割合	3%	4%(7月1日から)	5%

③その他の見直し内容

単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
高砂市	41.2歳	309,891円	384,276円	355,478円
兵庫県	43.2歳	324,400円	420,253円	376,521円
国	42.1歳	323,823円	405,378円	405,378円
類似団体	41.8歳	316,920円	385,423円	350,499円

②技能労務職

区分	公務員					民間		参考 A/B
	平均年齢	職員数 (人)	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	
高砂市	57.1歳	31	333,539円	377,009円	356,998円	—	—	—
うち清掃職員	57.5歳	12	316,150円	386,118円	340,858円	廃棄物処理業者	47.7歳	314,900円 122.62%
うち用務員	56.7歳	18	343,139円	369,938円	366,043円	用務員	49.1歳	244,800円 151.12%
兵庫県	57.4歳	285	335,100円	399,396円	367,546円	—	—	—
国	51.2歳	1,829	288,144円	330,553円	330,553円	—	—	—
類似団体	52歳	20	300,573円	331,686円	314,882円	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
高砂市	—円	—円	—
うち清掃職員	5,992,116円	4,376,300円	136.9%
うち用務員	6,073,639円	3,297,300円	184.2%

(注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成30年から令和3年の3ヶ年平均)。

2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全一致しているものではない。

3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された

期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
高砂市	38.6歳	291,075円	338,571円	331,935円
兵庫県	41.4歳	362,200円	422,546円	—円
類似団体	40.6歳	309,978円	348,617円	—円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当、などの

すべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区分		高砂市	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	203,800 円	202,400 円	196,200 円
	高校卒	172,300 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	154,400 円	164,000 円	-
教育職	大学卒	203,800 円	226,100 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	265,136 円	該当職員なし	397,480 円	418,000 円
	高校卒	該当職員なし	該当職員なし	該当職員なし	該当職員なし
技能労務職	高校卒	該当職員なし	該当職員なし	該当職員なし	366,900 円
	中学卒	該当職員なし	該当職員なし	該当職員なし	該当職員なし

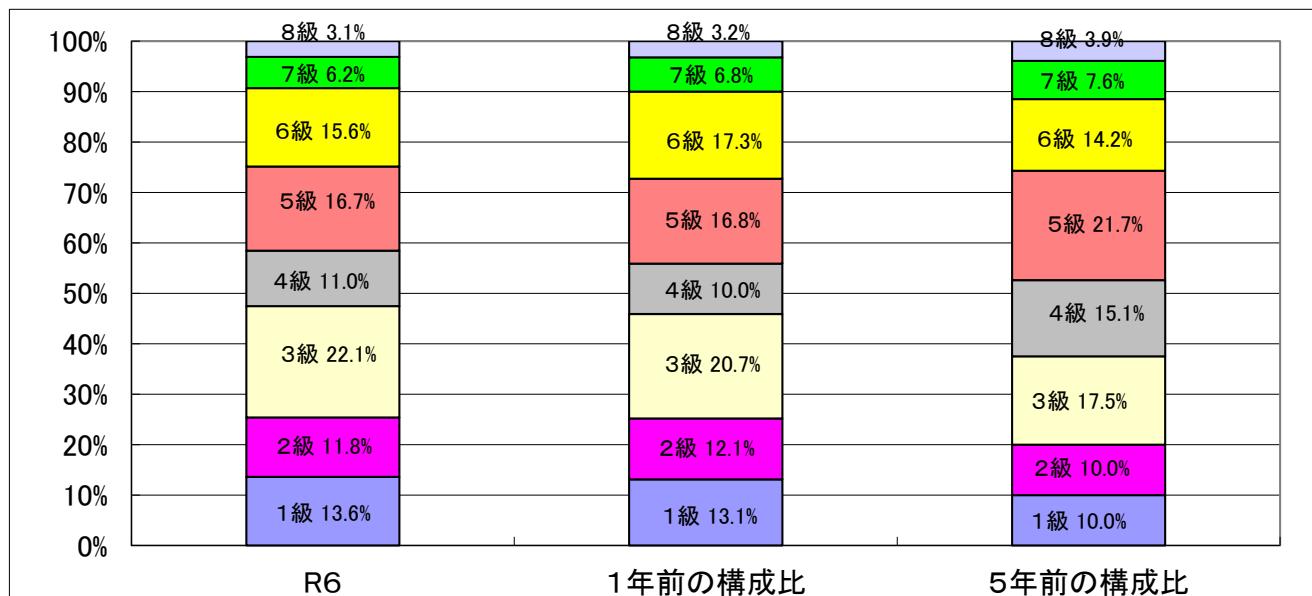
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和6年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号給の給料月額
8級	部長・室長・局長	人 12	% 3.1	円 383,900	円 470,000
7級	室長・次長・局長	人 24	% 6.2	円 336,900	円 446,200
6級	課長・主幹・副課長	人 61	% 15.6	円 298,900	円 411,300
5級	係長	人 65	% 16.7	円 272,300	円 394,000
4級	主任	人 43	% 11.0	円 254,000	円 384,400
3級	事務吏員・技術吏員	人 86	% 22.1	円 224,400	円 351,000
2級	事務吏員・技術吏員	人 46	% 11.8	円 189,300	円 305,200
1級	事務員・技術員	人 53	% 13.5	円 150,000	円 249,400

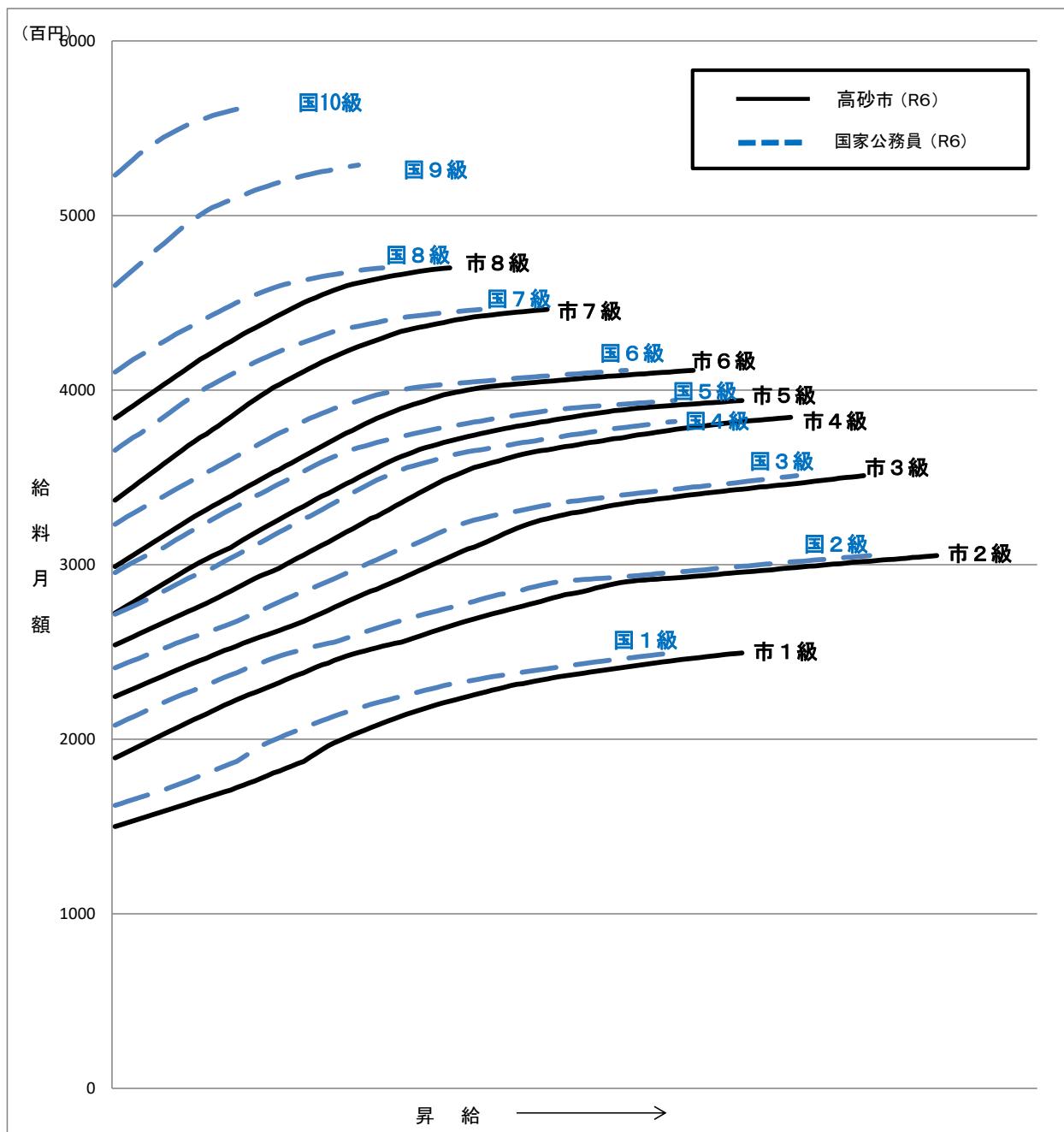
(注) 1 高砂市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成28年度に7級制から8級制に変更している。(4級を主任級・5級を係長級に切り分けた。)

(2)国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和6年4月1日現在)



(3)昇給への人事評価の活用状況

令和5年度中における運用	管理職員		一般職	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

高砂市	兵庫県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,309 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,769 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職) (高砂市)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定期				

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

高砂市	国	
(支給率) 自己都合 勤続・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年	
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	
最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置として2%から30%を加算)	その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置として2%から45%を加算)	
1人当たり平均支給額 2,863 千円 22,904 千円		

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		135,932 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		174,049 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員	国の制度(支給割合)
全市域	5 %	781 人	10 %

(4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		9,870 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		63,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		19.8 %	
手当の種類(手当数)(令和6年4月1日)		20	
主な手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)
主任技術者手当	電気事業法の規定により選任された主任技術者		— 月額2,000円
ボイラー運転手当	労働安全衛生法の規定より選任されたボイラー取扱作業主任者でボイラー運転業務に従事した職員		— 月額1,000円
建築主事手当	建築基準法の規定により任命された建築主事で、建築主事としての業務に従事した職員		72 千円 月額2,000円
交替勤務手当	24時間の交替制勤務職場において、深夜に勤務を割り振られている職員	24時間の交替制勤務職場において、深夜に勤務を割り振られている業務	852 千円 月額1,000円
酸欠場所等作業手当	労働安全衛生法施行令に掲げる酸素欠乏危険場所において、点検、整備その他の作業に従事した職員		— 従事した日1日につき200円
児童学園保育士手当	児童学園に勤務する保育士で、利用者の療育指導並びに保護者の指導及び援助の業務に直接従事した職員		197 千円 従事した日1日につき100円
社会福祉業務手当	福祉部地域福祉室生活福祉課に所属する職員で、訪問指導、相談及び保護その他の措置等の業務に従事したもの	福祉部地域福祉室生活福祉課において、訪問指導、相談及び保護その他の措置等の業務	338 千円 従事した日1日につき100円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人の移送、埋葬等の業務に従事した職員	行旅死亡人の移送、埋葬等の業務	— 1回につき1,500円
感染症防疫手当	感染症の防疫に従事した職員	感染症の防疫業務	— 従事した日1日につき500円
用地交渉等手当	土地の取得又は不法占拠地の立ち退きに係る交渉又は事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務で、交渉期間の長期化、交渉の難航等困難であると認められるものに従事した職員		10 千円 従事した日1日につき200円
動物遺骸取扱手当	犬猫、害獣等の遺骸の取扱業務に従事した職員		9 千円 従事した日1日につき200円
清掃業務手当	ごみ又はし尿の処理作業に従事した職員	ごみ又は、し尿の処理業務	3,189 千円 従事した日1日につき800円(半日400円)
救急出動手当	消防本部及び消防署に勤務する職員で救急のため出動し、救急活動に従事した職員	救急のため出動し、救急活動業務に従事したとき	3,104 千円 1回につき200円 ただし救急救命士の資格を有する者が、救急救命処置を行った場合にあっては300円を加算
消防出動手当	消防本部及び消防署に勤務する職員で救急以外の災害のため出動し、災害対策に従事した職員	救急以外の災害のため出動し、災害対策業務に従事したとき	360 千円 1回につき250円 ただし業務に従事した時間が2時間を越える場合にあっては、250円を加算
下水道業務手当	緊急の必要により管渠清掃業務等の汚物処理に直接従事した職員	管渠清掃業務	— 従事した日1日につき200円
特殊自動車運転手当	生活環境部エコクリーンピアはりま、消防本部又は消防署に所属する特殊用途自動車の運転に常時従事する職員が、公道において特殊用途自動車の運行を行つた場合に支給する。	公道における特殊用途自動車運行業務	637 千円 従事した日1日につき100円
緊急呼出手当	正規の勤務時間外に緊急の呼び出しにより出勤を命じられ、災害対策、浸水対策、道路補修等の緊急作業又は苦情処理業務に従事した職員	正規の勤務時間外に緊急の呼び出しにより出勤を命じられた災害対策、浸水対策、道路補修等の緊急作業又は苦情処理業務	6 千円 従事した日1回につき300円
滞納処分業務手当	市税、保険料、使用料等の滞納処分規定に基づく住居内等の搜索に従事した職員	市税、保険料、使用料等の滞納処分規定に基づく住居内等の搜索業務	— 従事した日1日につき200円

災害対策業務手当	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある箇所又はその周辺において、災害対策本部の指揮監督の下で屋外において行う巡回監視、警備、応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事した職員		70 千円	従事した日1日につき、700円。 ただし、当該業務を日没時から日出時までの間において行った場合にあっては、350円を加算
年末年始手当	12月31日及び1月1日から同月3日までの日に勤務を割り振られ、又は、勤務を命じられ、所定の業務に従事した職員	12月31日及び1月1日から同月3日までの日に勤務を割り振られ、又は、勤務を命じられ、所定の業務に従事したとき	985 千円	従事した日1日につき5,000円。ただし、勤務した時間が4時間以下の場合には2,500円

(5) 時間外勤務手当

支 給 実 �彭 (令 和 5 年 度 決 算)	143,762 千円
職 員 1 人 当 タ リ 平 均 支 給 年 額 (令 和 5 年 度 決 算)	225 千円
支 給 実 繖 (令 和 4 年 度 決 算)	156,488 千円
職 員 1 人 当 タ リ 平 均 支 給 年 額 (令 和 4 年 度 決 算)	250 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数

(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 6,500円 ※行政職8級に相当する者 3,500円 (2)子 10,000円 (3)父母等 6,500円 ※行政職8級に相当する者 3,500円 (4)16歳の年度初めから 22歳の年度末までの子 5,000円を加算	同じ		67,695 千円	240,907 円
住居手当	借家居住者 (家賃に応じて支給) 最高支給限度額 28,000円	同じ		27,421 千円	238,443 円
通勤手当	(1)交通機関等利用者 最高支給限度額 55,000円 (2)自動車等利用者 2キロ未満 0円 2キロ以上5キロ未満 2,000円 5キロ以上10キロ未満 4,200円 10キロ以上15キロ未満 7,100円 15キロ以上20キロ未満 10,000円 20キロ以上25キロ未満 12,900円 25キロ以上30キロ未満 15,800円 30キロ以上35キロ未満 18,700円 35キロ以上40キロ未満 21,600円 40キロ以上45キロ未満 24,400円 45キロ以上50キロ未満 26,200円 50キロ以上55キロ未満 28,000円 55キロ以上60キロ未満 29,800円 60キロ以上 31,600円	同じ		41,455 千円	67,188 円
管理職手当	部長、局長 101,000円 参考(部長級) 78,000円 次長・参考(室長級) 74,000円 課長、主幹 56,000円 副課長 38,000円	異なる	給料月額に 25/100を超 えない範囲 で職責に応 じた一定率 を乗じて得 た額	105,838 千円	715,122 円
管理職員 特別勤務手当	管理職員等が臨時又は緊急の 必要その他公務の運営の必要 により週休日等又は平日の深夜 に勤務した場合、勤務1回につき 支給 部長級 5,000～15,000円 室長級 4,000～12,000円 課長級 副課長級 3,000～9,000円				

5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区分		給料			月額等		
給料	市長 副市長	(1,012,000円 832,000円)			1,012,000円 832,000円		
報酬	議長 副議長 議員	(629,000円 575,000円 522,000円)			629,000円 575,000円 522,000円		
期末手当	市長 副市長	(令和5年度支給割合) 4.35月分			6月期 2.175月分 12月期 2.175月分		
期末手当	議長 副議長 議員	(令和5年度支給割合) 4.35月分			6月期 2.175月分 12月期 2.175月分		
退職手当		(算定方式) 給料月額 × 在職月数 × 支給率			(1期の手当額) 1,012,000 × 48月 × 0.40 = 19,430,400		
退職手当	市長 副市長	(支給時期) 832,000 × 48月 × 0.24 = 9,584,640			任期ごと 任期ごと		
	備考	退職手当の支給対象者は、市長・副市長等の常勤の特別職である					

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、退職時の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。
 3 市長・副市長の期末手当額の計算式 (給料月額+給料月額×0.15)×支給割合
 議長・副議長・議員の期末手当額の計算式 報酬月額×支給割合

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
普通会計部門	議会	10	10	0	
	総務	129	136	7	・総務一般部門の人員見直し+2 ・会計出納部門の体制強化+1 ・地域交流センター設置による住民関連部門の人員増+2 ・市民サービスコーナーの体制強化による戸籍等窓口の人員増+2
	税務	30	30	0	
	民生	189	192	3	・福祉事務所の組織改正(こども窓口課の新設)による人員増+5 ・児童数の変動による保育所の人員見直し▲2
	衛生	66	62	△ 4	・衛生一般部門の人員見直し+1 ・保健センターの一部の業務が他部署(こども窓口課)へ移行したことによる保健センター等施設の人員見直し▲1 ・公害対策部門の体制強化+1 ・清掃一般部門の人員見直し▲1 ・ごみ収集部門の人員見直し▲1 ・し尿収集部門の委託化による人員減▲2 ・環境保全部門の人員見直し▲1
	労働	1	1	0	
	農林水産	11	11	0	
	商工	8	9	1	関連団体へ職員を派遣したことによる商工一般部門の増員+1
	土木	69	72	3	・播磨臨海道や駅前開発事業へ対応するための建築部門及び都市計画部門の増員+3
	小計	513	523	10	<参考> 人口1万当たり職員数 58.19人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 56.35人)
教育部門		54	54	0	
消防部門		96	95	△ 1	再任用1名が短時間に移行したことによる減+1
	小計	663	672	9	<参考> 人口1万当たり職員数 75.20人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 73.93人)

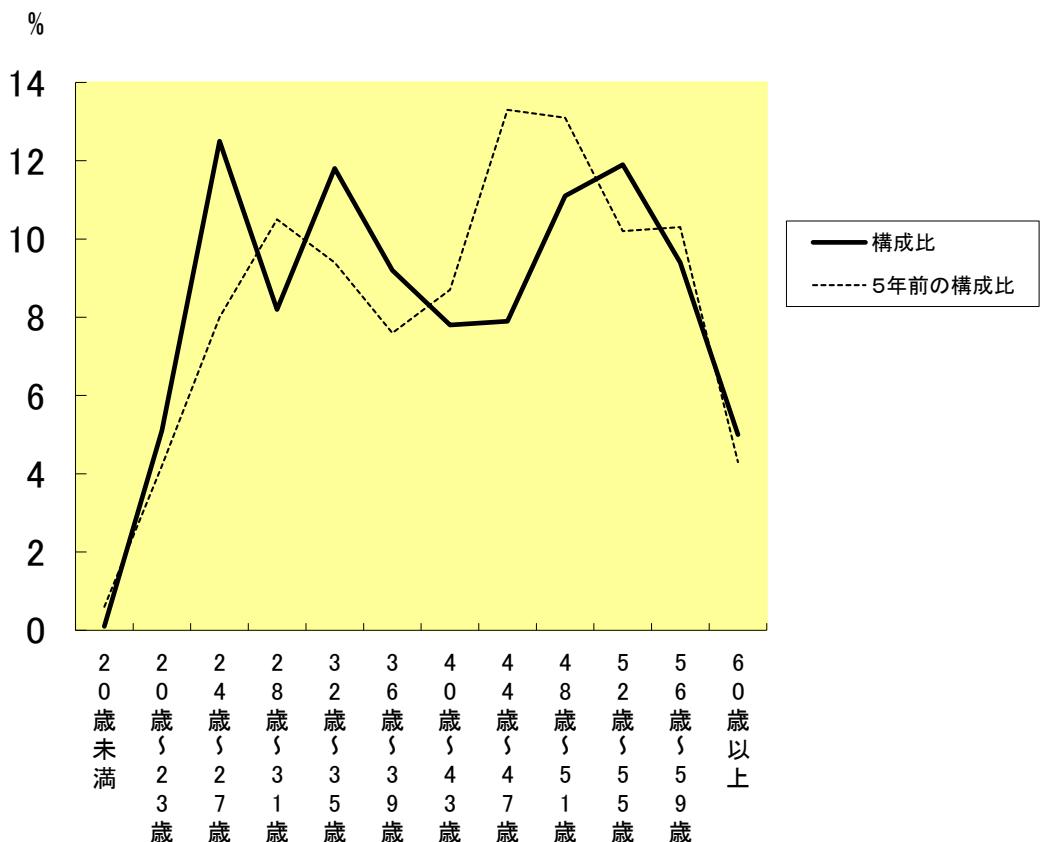
公 営 企 業 計 等 部 門	病院	256	255	△ 1	人員配置の見直しによる▲1
	水道	13	12	△ 1	人員配置の見直しによる▲1
	下水道	30	29	△ 1	人員配置の見直しによる▲1
	その他	39	41	2	賦課収納部門の債権担当の増員+2
	小計	338	337	△ 1	
	合計	1,001 [1,181]	1,009 [1,181]	8 [0]	〈参考〉人口1万人当たり職員数 115.50 人

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

* 上記の職員数には教育長を含まない。

(2)年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
未満	1	51	126	83	119	93	79	80	112	120	95	50	1,009
職員数 R6	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

(注) 上記の職員数には教育長を含まない。

(3)職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部 門 別	31年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	476	497	498	498	513	523	47 (9.9%)
教 育	58	51	52	51	54	54	△ 4 (△6.9%)
消 防	94	94	94	96	96	95	1 (1.1%)
普通会計計	628	642	644	645	663	672	44 (7.0%)
公営企業等会計計	365	349	338	337	338	337	△ 28 (△7.7%)
総合計	993	991	982	982	1,001	1,009	16 (1.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

※上記の職員数には教育長を含まない。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分 A	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占める 職員給与費比率
	千円 1,258,357	千円 178,912	千円 68,652	% 5.46	% 5.89
(注)資本勘定支弁職員に係る職員給与費 33,427千円を含まない。					

(注)資本勘定支弁職員に係る職員給与費 33,427千円を含まない。

区分 A	職員数	給与費				(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円 6,118
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
5年度	人 13	千円 49,550	千円 4,729	千円 18,001	千円 72,280	千円 5,560

(注)1 職員手当には退職手当は含まない。

2 職員数については令和5年4月1日現在の職員数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員は含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
高砂市 (水道事業会計)	39.0 歳	322,831 円	460,813 円
団体平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高砂市(水道事業)	高砂市(一般行政職)
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,682 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,309 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

高砂市(水道事業)			高砂市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.709 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置として2%から30%を加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置として2%から30%を加算)		
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	2,863 千円	22,904 千円

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非達によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		2,358 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		181,385 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員	国の制度(支給割合)
全市域	5 %	13 人	10 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)	48 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	5,333 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)	69.2 %
手当の種類(手当数)(令和6年4月1日)	6

主な手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
主任技術者手当	電気事業法の規定により選任された主任技術者		24 千円	月額2,000円
酸欠場所等作業手当	労働安全衛生法施行令に掲げる酸素欠乏危険場所において、点検、整備その他の作業に従事した職員		一	従事した日1日につき200円
下水道業務手当	緊急の必要により管渠清掃業務等の汚物処理に直接従事した職員	管渠清掃業務	1 千円	従事した日1日につき200円
緊急呼出手当	正規の勤務時間外に緊急の呼び出しにより出勤を命じられ、災害対策、浸水対策、道路補修等の緊急作業又は苦情処理業務に従事した職員	正規の勤務時間外に緊急の呼び出しにより出勤を命じられた災害対策、浸水対策、道路補修等の緊急作業又は苦情処理業務	4 千円	従事した日1回につき300円
災害対策業務手当	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある箇所又はその周辺において、災害対策本部の指揮監督の下で屋外において行う巡回監視、警備、応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事した職員		20千円	従事した日1日につき、700円。 ただし、当該業務を日没時から日出時までの間において行った場合にあっては、350円を加算
年末年始手当	12月31日及び1月1日から同月3日までの日に勤務を割り振られ、又は、勤務を命じられ、所定の業務に従事した職員	12月31日及び1月1日から同月3日までの日に勤務を割り振られ、又は、勤務を命じられ、所定の業務に従事したとき	-	従事した日1日につき5,000円。ただし、勤務した時間が4時間以下の場合には2,500円

オ 時間外勤務手当

支 給 実 績 (令 和 5 年 度 決 算)	3,233 千円
職 員 1 人 当 タ リ 平 均 支 給 年 額 (令 和 5 年 度 決 算)	359 千円
支 給 実 績 (令 和 4 年 度 決 算)	3,139 千円
職 員 1 人 当 タ リ 平 均 支 給 年 額 (令 和 4 年 度 決 算)	209 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数

(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 6,500円 ※行政職8級に相当する者 3,500円 (2)子 10,000円 (3)父母等 6,500円 ※行政職8級に相当する者 3,500円 (4)16歳の年度初めから 22歳の年度末までの子 5,000円を加算	同じ	-	1,197千円	299,250 円
住居手当	借家居住者 (家賃に応じて支給) 最高支給限度額 28,000円	同じ	-	336 千円	336,000 円
通勤手当	(1)交通機関等利用者 最高支給限度額 55,000円 (2)自動車等利用者 2キロ未満 0円 2キロ以上5キロ未満 2,000円 5キロ以上10キロ未満 4,200円 10キロ以上15キロ未満 7,100円 15キロ以上20キロ未満 10,000円 20キロ以上25キロ未満 12,900円 25キロ以上30キロ未満 15,800円 30キロ以上35キロ未満 18,700円 35キロ以上40キロ未満 21,600円 40キロ以上45キロ未満 24,400円 45キロ以上50キロ未満 26,200円 50キロ以上55キロ未満 28,000円 55キロ以上60キロ未満 29,800円 60キロ以上 31,600円	同じ	-	961 千円	96,100 円
管理職手当	部長 101,000 円 室長 74,000 円 課長、主幹 56,000 円 副課長 38,000 円	同じ	-	-	-
管理職員 特別勤務手当	管理職員等が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日等又は平日の深夜に勤務した場合、勤務1回につき支給 部長級 5,000～15,000円 室長級 4,000～12,000円 課長級 副課長級 3,000～9,000円	同じ	-	-	-

(2) 工業用水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占める 職員給与費比率
					%
5年度	千円 212,602	千円 0	千円 92,772	% 43.64	% 42.44

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
5年度	人 9	千円 46,186	千円 6,803	千円 18,301	千円 71,290	千円 7,921

(注) 1 職員手当には退職手当は含まない。

2 職員数については令和5年4月1日現在の職員数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員は含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
高砂市 (工業用水道 事業会計)	49.5 歳	425,560 円	661,565 円
団体平均	46.7 歳	349,911 円	533,762 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高砂市(工業用水道事業)	高砂市(一般行政職)
1人当たり平均支給額(令和5年度) 2,044 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,309 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

高砂市(工業用水道事業)			高砂市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置として2%から30%を加算)	その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置として2%から30%を加算)				
1人当たり平均支給額 - 千円	- 千円	1人当たり平均支給額 - 千円	2,863 千円	22,904 千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)	2,402 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	266,889 円		
支給対象地域	支給割合	支給対象職員	国の制度(支給割合)
全市域	5 %	9 人	10 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)	2 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	667 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)	33.3 %
手当の種類(手当数)(令和6年4月1日)	6

主な手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
主任技術者手当	電気事業法の規定により選任された主任技術者		—	月額2,000円
酸欠場所等作業手当	労働安全衛生法施行令に掲げる酸素欠乏危険場所において、点検、整備その他 の作業に従事した職員		—	従事した日1日につき200円
下水道業務手当	緊急の必要により管渠清掃業務等の汚物処理に直接従事した職員	管渠清掃業務	—	従事した日1日につき200円
緊急呼出手当	正規の勤務時間外に緊急の呼び出しにより出勤を命じられ、災害対策、浸水対策、道路補修等の緊急作業又は苦情処理業務に従事した職員	正規の勤務時間外に緊急の呼び出しにより出勤を命じられた災害対策、浸水対策、道路補修等の緊急作業又は苦情処理業務	2 千円	従事した日1回につき300円
災害対策業務手当	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある箇所又はその周辺において、災害対策本部の指揮監督の下で屋外において行う巡回監視、警備、応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事した職員		—	従事した日1日につき、700円。 ただし、当該業務を日没時から日出時までの間において行った場合にあっては、350円を加算
年末年始手当	12月31日及び1月1日から同月3日までの日に勤務を割り振られ、又は、勤務を命じられ、所定の業務に従事した職員	12月31日及び1月1日から同月3日までの日に勤務を割り振られ、又は、勤務を命じられ、所定の業務に従事したとき	—	従事した日1日につき5,000円。ただし、勤務した時間が4時間以下の場合には2,500円

オ 時間外勤務手当

支 給 実 績 (令 和 5 年 度 決 算)	876 千円
職 員 1 人 当 タ リ 平 均 支 給 年 額 (令 和 5 年 度 決 算)	292 千円
支 給 実 績 (令 和 4 年 度 決 算)	815 千円
職 員 1 人 当 タ リ 平 均 支 給 年 額 (令 和 4 年 度 決 算)	272 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数

(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 6,500円 ※行政職8級に相当する者 3,500円 (2)子 10,000円 (3)父母等 6,500円 ※行政職8級に相当する者 3,500円 (4)16歳の年度初めから 22歳の年度末までの子 5,000円を加算	同じ	-	2,214千円	316,286 円
住居手当	借家居住者 (家賃に応じて支給) 最高支給限度額 27,000円	同じ	-	930千円	310,000 円
通勤手当	(1)交通機関等利用者 最高支給限度額 55,000円 (2)自動車等利用者 2キロ未満 0円 2キロ以上5キロ未満 2,000円 5キロ以上10キロ未満 4,200円 10キロ以上15キロ未満 7,100円 15キロ以上20キロ未満 10,000円 20キロ以上25キロ未満 12,900円 25キロ以上30キロ未満 15,800円 30キロ以上35キロ未満 18,700円 35キロ以上40キロ未満 21,600円 40キロ以上45キロ未満 24,400円 45キロ以上50キロ未満 26,200円 50キロ以上55キロ未満 28,000円 55キロ以上60キロ未満 29,800円 60キロ以上 31,600円	同じ	-	659千円	73,222 円
管理職手当	部長 101,000 円 室長 74,000 円 課長、主幹 56,000 円 副課長 38,000 円	同じ	-	4,248千円	708,000 円
管理職員 特別勤務手当	管理職員等が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日等又は平日の深夜に勤務した場合、勤務1回につき支給 部長級 5,000～15,000円 室長級 4,000～12,000円 課長級 副課長級 3,000～9,000円	同じ	-	-	-

(3) 下水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占める 職員給与費比率
					%
5年度	千円 3,732,589	千円 551,934	千円 208,972	% 5.60	% 5.36

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 15,386千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
5年度	人 30	千円 128,850	千円 12,096	千円 46,146	千円 187,092	千円 6,236

(注) 1 職員手当には退職手当は含まない。

2 職員数については令和5年4月1日現在の職員数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員は含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
高砂市 (下水道事業会計)	48.2 歳	350,091 円	526,326 円
団体平均	44.5 歳	334,536 円	501,579 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高砂市(下水道事業)	高砂市(一般行政職)
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,509 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,309 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

高砂市(下水道事業)			高砂市(一般行政職)		
(支給率) 自己都合	勧奨・定年		(支給率) 自己都合	勧奨・定年	
勤続20年 19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年 19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年 28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年 28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年 39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年 39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額 47.709 月分	47.709 月分		最高限度額 47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置として2%から30%を加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置として2%から30%を加算)		
1人当たり平均支給額 - 千円	- 千円		1人当たり平均支給額 2,863 千円	22,904 千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		6,322 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		210,734 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員	国の制度(支給割合)
全市域	5 %	30 人	10 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)	7 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	875 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)	26.7 %
手当の種類(手当数)(令和6年4月1日)	6

主な手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
主任技術者手当	電気事業法の規定により選任された主任技術者		—	月額2,000円
酸欠場所等作業手当	労働安全衛生法施行令に掲げる酸素欠乏危険場所において、点検、整備その他の作業に従事した職員		—	従事した日1日につき200円
下水道業務手当	緊急の必要により管渠清掃業務等の汚物処理に直接従事した職員	管渠清掃業務	5 千円	従事した日1日につき200円
緊急呼出手当	正規の勤務時間外に緊急の呼び出しにより出勤を命じられ、災害対策、浸水対策、道路補修等の緊急作業又は苦情処理業務に従事した職員	正規の勤務時間外に緊急の呼び出しにより出勤を命じられた災害対策、浸水対策、道路補修等の緊急作業又は苦情処理業務	3 千円	従事した日1回につき300円
災害対策業務手当	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある箇所又はその周辺において、災害対策本部の指揮監督の下で屋外において行う巡回監視、警備、応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事した職員		—	従事した日1日につき、700円。 ただし、当該業務を日没時から日出時までの間において行った場合にあっては、350円を加算
年末年始手当	12月31日及び1月1日から同月3日までの日に勤務を割り振られ、又は、勤務を命じられ、所定の業務に従事した職員	12月31日及び1月1日から同月3日までの日に勤務を割り振られ、又は、勤務を命じられ、所定の業務に従事したとき	—	従事した日1日につき5,000円。ただし、勤務した時間が4時間以下の場合には2,500円

オ 時間外勤務手当

支 給 実 績 (令 和 5 年 度 決 算)	5,747 千円
職 員 1 人 当 タ リ 平 均 支 給 年 額 (令 和 5 年 度 決 算)	230 千円
支 給 実 績 (令 和 4 年 度 決 算)	4,684 千円
職 員 1 人 当 タ リ 平 均 支 給 年 額 (令 和 4 年 度 決 算)	173 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数

(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 6,500円 ※行政職8級に相当する者 3,500円 (2)子 10,000円 (3)父母等 6,500円 ※行政職8級に相当する者 3,500円 (4)16歳の年度初めから 22歳の年度末までの子 5,000円を加算	同じ	-	3,209 千円	229,214 円
住居手当	借家居住者 (家賃に応じて支給) 最高支給限度額 28,000円	同じ	-	405 千円	202,500 円
通勤手当	(1)交通機関等利用者 最高支給限度額 55,000円 (2)自動車等利用者 2キロ未満 0円 2キロ以上5キロ未満 2,000円 5キロ以上10キロ未満 4,200円 10キロ以上15キロ未満 7,100円 15キロ以上20キロ未満 10,000円 20キロ以上25キロ未満 12,900円 25キロ以上30キロ未満 15,800円 30キロ以上35キロ未満 18,700円 35キロ以上40キロ未満 21,600円 40キロ以上45キロ未満 24,400円 45キロ以上50キロ未満 26,200円 50キロ以上55キロ未満 28,000円 55キロ以上60キロ未満 29,800円 60キロ以上 31,600円	同じ	-	1,684 千円	64,769 円
管理職手当	部長 101,000 円 室長 74,000 円 課長、主幹 56,000 円 副課長 38,000 円	同じ	-	3,900 千円	780,000 円
管理職員特別勤務手当	管理職員等が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日等又は平日の深夜に勤務した場合、勤務1回につき支給 部長級 5,000～15,000円 室長級 4,000～12,000円 課長級 副課長級 3,000～9,000円	同じ	-	-	-

(4) 病院事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占める 職員給与費比率	
					%	%
5年度	千円 4,783,610	千円 421,908	千円 2,773,710	% 58.0	56.7	

(注)資本勘定支弁職員に係る職員給与費 千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 253	千円 984,578	千円 465,710	千円 406,742	千円 1,857,030	千円 7,340	千円 7,252

(注)1 職員手当には退職手当は含まない。

2 職員数については令和5年4月1日現在の職員数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員は含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
高砂市 (医師)	53.3 歳	604,394 円	1,708,169 円
団体平均	43.4 歳	567,868 円	1,407,938 円
高砂市 (看護師)	44.4 歳	332,351 円	510,446 円
団体平均	41.3 歳	303,695 円	498,220 円
高砂市 (事務職)	43.9 歳	353,203 円	556,988 円
団体平均	46.4 歳	323,562 円	507,447 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高砂市(病院事業)	高砂市(一般行政職)
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,750 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,309 千円
(令和5年度支給割合) (医師以外) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(医師) 期末手当 勤勉手当 3.00 月分 1.50 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算(医師以外) 5%～15% ・役職加算(医師) 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

高砂市(病院事業)			高砂市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置として2%から30%を加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置として2%から30%を加算)		
1人当たり平均支給額	956 千円	13,430 千円	1人当たり平均支給額	2,863 千円	22,904 千円

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)	68,830 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	266,783 円		
支給対象地域	支給割合	支給対象職員	国の制度(支給割合)
全市域	医師以外 5 %	237 人	10 %
	医師 9 %	21 人	10 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)	251,256 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	1,152,550 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)	83.8 %
手当の種類(手当数)(令和6年4月1日)	20

主な手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
主任技術者手当	電気事業法の規定により選任された主任技術者		24 千円	月額2,000円
ボイラー運転手当	労働安全衛生法の規定より選任されたボイラー取扱作業主任者でボイラー運転業務に従事した職員		12 千円	月額1,000円
医師手当	医師		51,615 千円	月額 院長 240,000円 副院長等 220,000円 医務局長 210,000円 部長 200,000円 医長 195,000円 副医長 190,000円 医師 185,000円 医師免許取得後5年未満の者 120,000円
医師診療手当	医療職給料表(1)の適用を受ける者(臨床研修医を除く。以下「適用医師」という。)		99,670 千円	月額 支給する月の前々月分の病院事業財務表による入院収益及び外来収益の合計額に100分の5を乗じて得た額の範囲内
遺体処置手当	遺体処置作業に従事した助産師、看護師及び准看護師		380 千円	1回 1,000円
夜間看護業務手当	病棟に所属する助産師、看護師及び准看護師で、夜間に看護業務に従事した職員		28,277 千円	準夜勤 1回 3,100円 深夜勤 1回 3,550円 夜勤 1回 7,300円
検査及び放射線従事手当	看護師、准看護師及び医療技術者で、中央検査科若しくは中央放射線室に所属する職員又は常態として放射線業務に従事する職員		1,995 千円	月額 5,000円
放射線業務手当	看護師、准看護師及び医療技術者で、放射線業務に従事した職員(検査及び放射線従事手当の支給を受ける職員を除く。)		246 千円	従事した日1につき250円

主な手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
特別診療手当	医師、助産師、看護師、准看護師及び医療技術者で別に定める者		20,692 千円	1回 5,000円以内 (勤務時間外に緊急入院をさせた場合、医師に限る) 1回 81,000円以内 (診療のため病院内に待機した場合、医師に限る) 1回 13,900円以内 (診療のため病院内に待機した場合、医師以外) 訪問看護ステーションに勤務する看護師及び准看護師が自宅での待機命令を受けた場合 1回 2,000円 (平日午後5時から翌日午前8時30分までの時間における待機) 1回 4,000円 (休日午前8時30分から翌日午前8時30分までの時間における待機)
透析業務手当	医療職給料表(1)の適用を受ける者で休日に当番として透析に従事したもの(宿日直勤務を命ぜられた者を除く。)		-	従事した日1日につき20,000円
麻酔科管理手当	麻酔科の医師で麻酔の処置をした者		2,400 千円	麻酔科管理症例1件につき5,000円
画像診断手当	放射線科の医師で画像診断検査をした者		3 千円	1件 40円
人間ドック診断手当	医師で、人間ドックを受診した者に対して診断をした者		151 千円	1件 2,000円
ABC検診診断手当	医師で、ABC検診を受診した者に対して診断をした者		157 千円	1件 500円
緊急呼出手当(1)	医師で、正規の勤務時間以外の時間において救急患者等に対処するため呼出しを受けて、業務に従事した者		735 千円	1回 5,000円
緊急呼出手当(2)	助産師、看護師、准看護師及び医療技術者で、正規の勤務時間以外の時間において救急患者等に対処するため呼出しを受けて、業務に従事した職員		362 千円	1回 1,620円
緊急呼出手当(3)	正規の勤務時間外において緊急の呼出しにより出勤を命じられ、災害対策等の緊急作業又は苦情処理業務に従事した事務局の職員		1 千円	1回 300円
災害対策業務手当	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある箇所又はその周辺において、災害対策本部の指揮監督の下で屋外において行う巡回監視、警備、応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事した職員		3 千円	従事した日1日につき700円。 ただし、当該業務を日没時から日出時までの間ににおいて行った場合にあっては、350円を加算

主な手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症防疫手当	新型のウイルスに起因する感染症に対応するための業務に従事した職員		560 千円	従事した日1日につき4,000円 (検体採取に従事した場合) 従事した日1日につき4,000円 (陽性患者の入院診療に従事した場合) 従事した日1日につき2,000円 (感染の疑いのある患者の入院診療に従事した場合) 従事した日1日につき1,000円 (感染の疑いのある患者の事務的な対応に従事した場合) 従事した日1日につき1,000円 (薬剤処方をした場合)
年末年始手当	12月31日及び1月1日から同月3日までの日に勤務を割り振られ、又は、勤務を命じられ、所定の業務に従事した職員	12月31日及び1月1日から同月3日までの日に勤務を割り振られ、又は、勤務を命じられ、所定の業務に従事したとき	1,118 千円	従事した日1日につき5,000円。ただし、勤務した時間が4時間以下の場合には2,500円

才 時間外勤務手当

支 給 実 績 (令 和 5 年 度 決 算)	55,287 千円
職 員 1 人 当 タ リ 平 均 支 給 年 額 (令 和 5 年 度 決 算)	272 千円
支 給 実 績 (令 和 4 年 度 決 算)	66,459 千円
職 員 1 人 当 タ リ 平 均 支 給 年 額 (令 和 4 年 度 決 算)	327 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数

(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 6,500円 ※行政職8級に相当する者 3,500円 (2)子 10,000円 (3)父母等 6,500円 ※行政職8級に相当する者 3,500円 (4)16歳の年度初めから 22歳の年度末までの子 5,000円を加算	同じ	-	17,356 千円	244,451 円
住居手当	借家居住者 (家賃に応じて支給) 最高支給限度額 28,000円	同じ	-	11,928 千円	277,396 円

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
通勤手当	(1)交通機関等利用者 最高支給限度額 55,000円 (2)自動車等利用者 2キロ未満 0円 2キロ以上5キロ未満 2,000円 5キロ以上10キロ未満 4,200円 10キロ以上15キロ未満 7,100円 15キロ以上20キロ未満 10,000円 20キロ以上25キロ未満 12,900円 25キロ以上30キロ未満 15,800円 30キロ以上35キロ未満 18,700円 35キロ以上40キロ未満 21,600円 40キロ以上45キロ未満 24,400円 45キロ以上50キロ未満 26,200円 50キロ以上55キロ未満 28,000円 55キロ以上60キロ未満 29,800円 60キロ以上 31,600円		同じ	- 37,960 千円	174,931 円
管理職手当	部長 101,000 円 室長 74,000 円 課長、主幹 56,000 円 副課長 38,000 円		同じ	- 47,898 千円	840,316 円
管理職員 特別勤務手当	管理職員等が臨時又は緊急の 必要その他公務の運営の必要 により週休日等又は平日の深夜 に勤務した場合、勤務1回につき 支給 部長級 5,000～15,000円 室長級 4,000～12,000円 課長級 副課長級 3,000～9,000円		同じ	- -	- -